

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年第1回定例会（第4日）

足立区議会会議録

速報版
(第4号)

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後1時00分開会

○ただ太郎議長 これより本日の会議を開きます。

事務局長より諸般の報告をいたします。

[大谷博信事務局長朗読]

○ただ太郎議長 日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第1号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算
(第10号)

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

本案について発言の通告がありますので、これを許します。

29番はたの昭彦議員。

[はたの昭彦議員登壇]

○はたの昭彦議員 ただいま議題となりました第1号議案 令和7年度足立区一般会計補正予算(第10号)について、日本共産党足立区議団を代表して討論を行います。

本補正予算案は、各部の契約差金や執行残などを精査する、いわゆる最終補正予算であり、最も決算に近いものであるため、1年間のお金の使い方が現れています。

歳入では、当初予算と比べ、賃上げを背景に、雇用環境の改善により、特別区税が25億円余の増額となり、賃金アップが税収増につながる事が明らかになりました。

また、法人3税を主な財源とする財政調整交付金である特別区交付金が約38億円の増で過去最高の1,226億円になりました。

また、株式等の配当所得に課税される税を原資とする配当割交付金は17.3%増、株の売却益などに課税される税から歳入される株式等譲渡所得割交付金は33.3%の大幅増となりました。

この根本には、人件費の削減、圧縮によって目の利益を増やし、また自社株買いに巨費を費やして株価を上げ、それらを還元して株主からの評価を上げることを経営の唯一の目標とする株価至上主義、株主資本主義があり、大企業が潤い、持てるものと持たないものの格差が拡大していることの現れです。

一方、国の消費税から配分される地方消費税交付金は8.9%、6億3,000万円の増額となりましたが、物の値段に連動する消費税の区民の負担が物価高騰により増え、暮らしの厳しさが一層増していることを示しています。

今回の補正予算では、保育士等の処遇改善や物価高騰に対する私立保育園の運営費補助等の6億円余の増額は歓迎しますが、議員報酬の上げのための1,200万円余は、質疑で議員報酬が23区で10位と決して低いわけでもなく、ましてや昨年4月に遡って支給するのは23区で5区しかない中、とても区民の理解を得られるものではありません。

また、産業経済費では、中小企業融資あっせんに関わる信用保証料、利子補給の実績が減ったことで7億3,000万円余も減額となりました。

区は、その理由を、議案説明資料で、売上高の減少要件を前年同月比1円以上から3%減少に変更した結果だと記載しています。売上高は利益ではなく、物価が高騰し経費が増大すれば赤字でも売上高が増えるため要件に該当しなくなり、使いにくい制度になっていたのではないのでしょうか。

この検証も不十分なまま、7億3,000万円余の減額分を新たな中小企業支援として活用しようとする姿勢は改めるべきです。

近年の物価高騰や人手不足で、入札不調による事業の先送りが多数見受けられます。本補正予算でも、本庁舎改修や小・中学校施設の保全事業でも入札不調による次年度等への先送りのための減額が見られますが、施設保全計画にも影響を及ぼ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すもので、対策を求めます。

本補正予算では、興本扇学園の改築工事経費として176億円を義務教育施設建設資金積立基金に積み立てることになりました。

我が党は、基金そのものに反対したことは一度もありませんが、学校改築のほぼ全ての必要経費を財政に余裕があると言って一度に積み立てる在り方は、財政の平準化、世代間の公平の観点からも問題です。当初予算では258億円を取り崩し、令和7年度末に1,568億円に減らしていた基金残高は、今回の最終補正予算などの積み増しで1,804億円となりました。これは決算で1,856億円と基金残高が過去最高となった令和5年度末の1,803億円を上回るものです。今後、決算剰余金を加えれば、基金残高が過去最高を更新する可能性を質疑で財政課長も認めました。

この結果を見ると、物価高騰が続く中、区民の暮らし応援に活用すべき財源が十分あったにもかかわらず行われなかったことの現れであり、賛成できないことを申し上げて討論といたします。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第2から第4号までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第2号議案 令和7年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

第3号議案 令和7年度足立区介護保険特別会計

補正予算(第3号)

第4号議案 令和7年度足立区後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第5から第13までを一括議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第9号議案 足立区組織条例の一部を改正する条例

第33号議案 足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第35号議案 区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

第39号議案 本庁舎北館大規模改修工事第2期請負契約

第40号議案 本庁舎北館大規模改修電気設備工事第2期請負契約

第41号議案 本庁舎北館大規模改修機械設備工事第2期請負契約

第42号議案 庁舎ホール床機構制御システムの更新について

第43号議案 遮熱レースカーテンの購入について

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

て

第44号議案 災害用備蓄包括管理事業について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

◇

○ただ太郎議長 次に、日程第14を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第32号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

本案について発言の通告がありますので、これを許します。

3番野沢てつや議員。

[野沢てつや議員登壇]

○野沢てつや議員 日本維新の会の野沢てつやです。

今定例会におきまして提出されました第32号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

今回提出された条例につきましては、令和7年度特別区人事委員会勧告を基に、足立区特別職議員報酬等審議会で審議され、議員報酬等の増額改

定を行うものです。

今回の改定により、議員報酬が月額2万1,000円増額、期末手当が支給月額の0.05か月、16万8,000円引き上げられます。

私は、今回の給与改定の根拠となっている特別区人事委員会勧告には看過できない重大な問題があると考えます。それは、公民比較における調査対象企業の規模が従来の50人以上から100人以上へと引き上げられたことです。結果として、従来よりも給与水準の高い大企業との比較となり、区内事業所の大半を占める中小企業の金融水準との乖離は一層拡大します。

区民の方々の多くは中小企業で働いており、そこで得られる所得こそ、民間準拠の基準であるべきです。調査対象を切り上げることで、実態よりも高い給与水準が民間並みとして算出される仕組みには大きな疑問を感じます。

また、私ども区議会議員は、区民の方々が直接選挙で区長と区議会議員をそれぞれ選出する二元代表制の一方を担います。今回、区長とその代理である副区長の報酬は、御本人たちの意向に従い据え置かれました。

現在、区民の方々は深刻な物価高に直面しております。電気代、ガス代、お米代をはじめとした食料品など、生活に欠かせないあらゆるものの価格が上昇を続け、家計を圧迫しています。多くの区民の方々が節約を余儀なくされ、将来への不安を抱えながら日々の生活を送っておられます。

このような状況下で、我々区議会議員が自らの報酬を引き上げることが、区民の方々の理解を得られるとは考えられません。

私の所属政党である日本維新の会は、身を切る改革を党是として掲げてまいりました。大阪では、知事、市長の退職金廃止、議員報酬のカットなど政治家自らが痛みを伴う改革を断行してきました。

その姿勢を示すことで、職員の皆様にも行財政改革への御協力をいただき、そこで生み出された

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

財源を子育て支援や教育の無償化など住民サービスの向上に充ててまいりました。

足立区において、改革を進めるに当たっては、まず我々区議会議員が自ら身を切り、範を示すことが不可欠です。区民の方々に御負担をお願いする前に、我々がまず襟を正す、この順序を間違えてはなりません。もし、議員報酬を引き上げるといふのであれば、増える歳出を圧縮すべく、議員定数を削減すべきです。

以上の理由から、第32号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして反対させていただきます。ありがとうございました。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○ただ太郎議長 次に、日程第15を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第36号議案 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

これより討論を行います。

本案について発言の通告がありますので、これを許します。

30番ぬかが和子議員。

[ぬかが和子議員登壇]

○ぬかが和子議員 ただいま議題となりました第36号議案 足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党足立区議団を代表して、反対することを表明し、討論を行います。

本議案は、足立区長等の給与に関する条例であるのに、区長、副区長は上げない、教育長だけ上げるといふことが条例として道理が立ちません。

また、常勤監査委員の給与改定は16.1%という大幅な引上げにより、選挙で選ばれた区議会議員及び区議会委員長、副委員長よりも多い金額になります。

理由について区は、常勤監査委員に税のスペシャリストである国税庁の元局長級職員を招聘する方針を取っているから、退職した国家公務員の元局長級、国家公務員の現役課長級と捉え、現役課長級の年収を参考にしていると記載しています。もちろん常勤監査という大切な職務で、他区以上に仕事もしていただいているという説明は理解できませんが、それでも区民から見れば、退職した国家公務員を登用し、議長、副議長に次ぐ多額の給与月額というのは疑義を招きかねません。

また、今回の総務委員会の総務部の議案説明資料についてですが、事前説明のときには旅費規程の改正として、あたかも今回の条例改正で旅費規程の宿泊費が上がるかのように、16ページにわたり繰り返し描いていました。事前説明の段階で条例改正内容とは違うではないか、既に可決した旅費規程の内容まで条例案であるかのように金額まで書くことは間違っているのではないかと、条例事項とそうでない事項が混在していると私は指摘しました。

同じ条件であっても、政策経営部とでは、記載方法が全く異なっていたのです。

しかし、その場では、全く誠実に受け止める姿勢がありませんでした。どうしても納得がいかなかったため、翌日に区職員である議会事務局長に

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

申し入れ、総務部長に進言していただき、やっと条例事項ではない項目について参考という記述が追加されましたが、逆に言えば、議会事務局から言われなければ、議員の間違があるとの指摘をスルーしようとしていたのです。

今後、このような姿勢を改めることを強く申し上げて、討論を終わります。

○ただ太郎議長 討論が終結いたしましたので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

○ただ太郎議長 次に、日程第17を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第18号議案 足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ただ太郎議長 起立多数であります。よって、本案は委員会の報告のとおり可決されました。

○ただ太郎議長 次に、日程第16を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

第17号議案 東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について

○ただ太郎議長 本案につきましては、委員会の審査報告書を既に配付のとおりであります。

発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案について、委員会の報告は可決であります。

本案は、委員会の報告どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○ただ太郎議長 御異議ないと認め、委員会の報告のとおり可決されました。

○ただ太郎議長 次に、日程第18を議題といたします。

[大谷博信事務局長朗読]

予算特別委員会委員の選任について

○ただ太郎議長 本件につきましては、2月26日付をもって鹿浜昭議員より予算特別委員会委員の辞任願が提出されましたので、事務局長より朗読いたします。

[大谷博信事務局長朗読]

○ただ太郎議長 予算特別委員会委員の辞任につきましては、委員会条例第12条の規定により、同日付をもってこれを許可いたしました。

ただいま欠員となっております予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長より御指名申し上げます。お諮りいたします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

くじらい実議員を予算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○ただ太郎議長 御異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員会審査のため、会議は明日から休会いたします。

次回の会議は3月24日に開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時22分散会

速報版